

令和2年第4回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和2年12月7日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	中村美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永政則	委員	堤 理志
委員	吉岡清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 日名子 達也

(土木管理課)

課 長	山崎 昇	係 長	松本雄輔
係 長	伊藤 央		

本日の委員会に付した案件

議案第92号 長与町都市公園条例の一部を改正する条例

議案第94号 町道路線の廃止について

議案第95号 町道路線の認定について

開 会 9時30分

閉 会 12時12分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和2年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

おはようございます。よろしく申し上げます。それでは議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。この条例につきましては、町長が本議会において提案理由で申し上げましたとおり、中尾城公園に設置しているスパイラルスライダーを今後使用しないことから、本条例において定めるスパイラルスライダーに関する規定を削除するものでございます。新旧対照表を御覧ください。削除する規定は、1ページ目の表、下から6行目、及び3ページ目の上の表、上から3行目と下の表にあるスパイラルスライダーに関する規定でございます。以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

帳面から消すということで、そうしたときに今までの町長とか部長の、あるいは皆さん方の本会議の答弁とか、僕の一般質問の中で「物件としてはなかなか撤去できない」という答弁が。確かにそれは僕も分かりますけども、そういったときに、結局帳面は無いわけですよね、しかし物件は塗り替えだけするけん20年ぐらいあるか分からん、それは分からない。こういう状態が続くと思うんですけども、それについて物件はある。帳面は消す。これがいい状態でいくのか、そこんこの見解をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

撤去に関しましては、前回9月議会において、塗り替えの際の撤去を考えますということでの話をさせていただいております。その際に行うか、その後検討した中では、公園の長寿命化の中で、撤去も補助の対象として入れることが可能ではないかということで、今その検討をしております。ですので、まだ時期的には申し上げることはできませんが、補助等に乗せることができれば、撤去を早目に行いたいということでは考えております。時期が来ましたら提案をさせていただきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

大体特殊な件でしょうけども、これがほかに帳面から結局いろいろ条例とかそんなのも役場の台帳、こういうものから名前は消して、しかし、スライダーみたいに残ってるものっていうのがあるのかどうか。ほかにどっかの公園とか何かの物件で、今までのお金の関係とか、難しい面があるから物件が残ってる、しかも帳面はもう残ってない。そういう状態なものがあるのか無いのか、その確認をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

全て確認したわけではございませんが、スパイラルスライダーのように大規模のものについては無いと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前は、町長の判断としては、是非これを改修をして使えるようにしたいという考えだったんですが、いろいろ熟慮されたんだと思うんですが、その後、意志を変更したわけで条例改正になったと思うんですが、その辺りの議論がどういう思いで中止し、削除しようということになったのか、その辺りの流れを御説明いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

事故等がありまして、その後改修をして行いたい。スパイラルスライダーというのが中尾城公園にとって目印になるようなものでしたので、基本的に改修をして行いたいというのが原則で今まで進めてきております。その中で、補助等に乗せることができるのかどうかということも確認した上で、一旦は乗せることができるので改修を行いたいというふうに判断をしたんですが、その後、安全性の担保が取れるのかどうかというところも再度確認したところ、安全性の担保がなかなか取るのが難しいと。取れるけども、もう全部の取り替えが必要になってきて金額が相当掛かるということで、町長とも相談した結果、断念するという方向に至った経緯がございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

もう1点それに関連してなんですが、町長が言われるように何とか改修して利用できないかということを考えていたというのは、私たちも議会の中で聞いてたんですが、何

人かの同僚議員から「いろいろ問題もあるんじゃないか」というような声が多数出ていたと思うんですね。町長としては、そういう議員、あるいは議会からのそういった声を真摯に受けて検討したっていうものもあるのか。それとも全く感じてないのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

当然、私たちも安全性の担保、こちらの方は以前から持っておりました。それと議員から御指摘をいただいた分については、安全性の担保については、さらにもう一度確認をしたというところでございますので、議員からの御指摘をいただいて、さらにやっただ。それについては研究をしたということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

撤去するに当たって撤去費用が掛かると思いますが、これは後程、補正予算に上げる予定があるということでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

現在のところスパイラルスライダーを使わないということが決まっております。今後、撤去をすることになるかと思うんですけども、それにつきましては、どのような工法でするのか、いつにするのか、まだ全て決まっておりません。撤去する時期が来ましたら、設計等の金額等も要望してまいりたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その撤去費用も数百万円掛かるのか分かりませんが、今後、調査していくということでもありますけれども。例えば、今までスパイラルスライダーが貸し切りの場合1日に11,000円とか、1回110円掛かってたと思いますが、これ撤去をすることによって、使用料のマイナス面は今まででどのくらいマイナスになってるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

申し訳ありません。今その件数等を調べてきておりません。あとで回答させていただいても問題ないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

今の件については、後程回答いただけるということでよろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

過去、一般質問でも何人かした中で私も申し上げておったんですが、元々欠陥施設じゃなかったのかと、最終的にはですね。それをランドマーク的な形で活用するというのは「それはおかしいでしょう」というような話をしてまいりましたが、いずれ時期が来たら撤去するというので良いことだなと思っておりますが、一つ確認をしたいと思えますけども、元々改修不能的なことで、お金を掛ければできたかもしれんけれども、私も考えるのには欠陥的な施設ではなかったのか。そうであれば設計をされた、あるいは設置をされた業者に問題があったんじゃないか。しかしそのチェックは当然町がしておったはずなんですね。それからいきますと両面が悪かったんじゃないかということも言えるわけですけども。元々の提案が、ある業者であったという経過等を考えますと、これを機会に近々の話として、何もそういう話はしなかったわけですか。全く話の俎上にも上がらなかったということなのか、その辺り、部長御答弁いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

設置業者ともお話はさせていただいております。しかし、その当時、設置したときの公園の遊具の指針がございますが、滑り台の幅であるとか、角度であるとか、そういった指針がございませぬ。幅も決まっていな。この頃の公園の事故で幅の分は指針がございますが、それ以外無いということで、その当時、設置に関しましてはその指針が無いので、指針に沿った形で設置してるとということで、滑り台を設計で「その角度でいいですよ」、「その幅でいいですよ」というのは町の方でOKを出しておりますので、それについては設置業者には瑕疵は無いということで考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

例えば、施設の構造基準辺りが無かったという話でしたかね、今。ただその無かったにしても、人が滑るわけで、人が使うわけなんです。そのときに安全性が担保できるのかという議論はしたと思うんです。ところが今になって、かなり経過してますので、非常に言えない面も多々あるんじゃないかなという感じはしますけども。しかしながら、そう言っても公共の物なんですから税金で建設したものなんです。そういう面からいくと、その構造上に問題があったんじゃないかということ、私は議会の立場から考えますと、住民の立場から考えても、おかしいんじゃないのというような感じになる

わけなんです。単純に使えなくなったので撤去しましょうと。私も撤去した方が良いんじゃないかという提案をしたんですけど。使えない物を長くそのまま設置して、色も塗らないといけないと。それから今回の提案のように削除すると。そうすると削除したら財産からどうするのという問題も派生してまいりますけど。管理はできないんじゃないのと、外したわけですから。だから、その辺りも出てまいりますけども、元々そういう欠陥施設だという考え方に立てば、当然その業者の責任というのはあったはずじゃないのということを住民から考えると思うわけなんですけど。その辺りは十分説明できるような根拠を持っておくべきじゃないのかなと思うんですけど。どうなんでしょうね。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

欠陥の遊具、公園の施設ということでございますが、先程申し上げましたとおり、その指針がございませんので、あのスライダーについては問題が無いと考えております。以前は、子どもと親御さん、2人で乗ってたようなところもございます。どういう利用をするのかというのも難しいとこでございますが、その当時はそうであったと考えております。私どもも事故があってから年齢制限をかけたり、幼児はなかなか滑れないということでございましたが、それも考えながら一部使用をさせたところでございます。委員御指摘のとおり、今後は公園の指針がございまして。これについては、今後スライダーだけでなく、ほかの公園の遊具も含めまして十分に安全性を確保しながら、今後も公園の遊具の管理については徹底をしてまいりたいと考えているとこでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

条例のこの別表を改正して削除すると、これは分かりますね。削除すればいいわけです。ただ、その財産として、何千万円という多額の経費を掛けてしたものは、財産台帳上は載せておるんですか。財産台帳に載せてあるとなれば、それはどうするのかわからない問題も出てまいりますし、条例上は削除したら、その公園施設としてはなくなるわけなんです。財産上はまだ残っておると。撤去するまでは残っておるわけなんです。そうすると、これがいつになるかわかりませんが、塗り替え時に撤去するという話ですが、5年なるか10年なるかわかりませんが、その維持管理をどうするの、という問題もありますけども。財産管理上はどうなっておるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

財産につきましては公園の施設ということで名前が挙がっているところがございます。したがって、例えば土地であったり、建物であったり、庁舎であったり、そういう

た財産の中には含まれておりません。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

結局、帳面から消して物件は残ってる。そういったときに一般質問でも、本会議でも心配したとが、今いろんなカビとかウイルスとかの問題があって、藻が生えてきたら、医療従事者から「心配だから」ということでお聞きしましたけども。この条例には上がってないけど物件がある。しかしそういう対策はしなきゃならない。それは支出はできるわけですか。そこんところの解釈、よろしくをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今回の条例につきましては、有料施設の部分で削除するということになりますので、料金を今まで取っていたところの削除になっております。ですので、施設が無くなったというものではございませんので、その件につきましてはできるものと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

スパイラルスライダーについて町は、町のランドマークの一つであり、中尾城公園が交流人口の増加に非常に役に立ってる、ということで御説明をずっといただいていたわけですね。これがもし使われないということになると、私も非常に危険なので、個人的には使わないという判断は正しいと思ってるんですが、そうなったときに、今度交流人口の減少といいますか、人が寄らなくなる恐れも出てくるわけで、それに対する対策、一人でも中尾城公園を利用する、その辺りの構想。直接的には関係ないかもしれないけど、その存在意義という面では関連すると思うので、御説明いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

スパイラルスライダーが利用停止になって、今までも約1万人の入場者が減ったということで議会でもお話をさせていただいております。スパイラルスライダーを利用しないということを9月議会で報告させていただいております。1万人減ったのは現実ですので、これをどう回復させていくかということで私たちも考えていけないといけないところではありますが、中尾城公園のリニューアル等も考えながら、今現在まだ白紙の状態ですので、これを今後考えていきたいと思っております。遊具等の更新も考えていけないといけないので、全体的なリニューアルを考えていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第94号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

よろしくお願ひします。続きまして、議案第94号町道路線の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、道路法第10条第3項の規定により、町道路線の廃止をお願いするものでございます。議案のあとに参考資料として廃止路線一覧表及び平面図を添付しております。路線図には起点を○、終点を△で表示しておりますので御参照ください。今回対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定を行うため、現町道を廃止するものでございます。路線番号5033の区画道路64号線、路線番号5034の区画道路66号線、路線番号5035の区画道路67号線、路線番号5038の特殊道路112号線、路線番号5049の特殊道路123号線、路線番号5052の特殊道路128号線の6路線でございます。

以上、町道廃止につきまして、御審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松林議員。

○委員（松林敏委員）

5000番台の路線番号というのは、高田南区画整理事業のための番号だったということで、一回廃止して、また認定し直すということになるかと思うんですけど、このままじゃいけなかったのかどうか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

3月議会において説明させていただいていると思いますが、確かに5000番台のまままで使うことも可能ではあるんですが、路線名を区画道路何号線、特殊道路何号線と、地名を基にしておりません。5000番台というのが高田南に限定した名前を使っている状況ですので、このまま認定を行いますと、どこの場所か分からなくなってしまいますので、これを一旦廃止して、新たに認定を行って、供用開始をすることを考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

区画道路と特殊道路、どう違うのか端的に分かりやすくお願いしたい。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

定義というものは特に無いとは思っておるんですが、区画道路と言ってるのが車が通れる道路、車道。特殊道路というのは車が通れない歩道で区別をしております。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

今の課長の説明のとおりでございますが、補足して説明させていただきます。最終的な路線番号につきましては、特殊道路につきましても続き番号で、車道と同じ番号をつけさせていただきますので、そこについては御確認いただきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

この区画の64号、66号、67号、起点から終点は何メートルという規定があるんでしょうか、それとも、工事の内容とかによって、それぞれそれを決めてくんですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

規定というものはございませんが、認定の中で必ず上げなければいけないものが、起点がどこの字から終点がどこの字までというところを今回報告させていただいております。実際、何メートルあるのかということですが、区画道路64号線につきましては延長247.1メートル、区画道路66号線が44.8メートル、区画道路67号線が201.9メートル、特殊道路112号線が62.7メートル、特殊道路123号線が35.4メートル、特殊道路128号線が22.7メートルの計画で行っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第94号町道路線の廃止についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第95号町道路線の認定についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

それでは、議案第95号町道路線の認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は、道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定をお願いするものでございます。議案のあとに参考資料として認定路線一覧表及び平面図などを添付しております。路線図には起点を○、終点を△で表示しておりますので御参照ください。今回の対象となる路線につきましては、高田南土地地区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定をする路線番号1182の高田南64号線、路線番号1183の高田南66号線、路線番号1184の高田南67号線、路線番号1251の高田南112号線、路線番号1262の高田南123号線、路線番号1265の高田南128号線までの6路線。池山土地地区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定する路線番号1331のユースヒル1号線から路線番号1336のユースヒル6号線までの6路線。公衆用道路の帰属により新たに認定する路線番号1341の日当野4号線、路線番号1342の壺町田線の2路線でございます。以上14路線の町道認定につきまして、御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、説明を受けた議案書の1ページ、1182から、2枚目の壺町田線ですか、1342。僕ら見に行く必要がありますので、正確な長さをよろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

高田南64号線から御説明をしたいと思います。高田南64号線247.1メートル。高田南66号線が44.8メートル。高田南67号線201.9メートル。高田南112号線62.7メートル。高田南123号線34.5メートル。高田南128号線22.7メートル。続きまして、ユースヒル1号線344.4メートル。ユースヒル2号線160.8メートル。ユースヒル3号線155.1メートル。ユースヒル4号線143.7メートル。ユースヒル5号線151.3メートル。ユースヒル6号線21.2メートル。続きまして、日当野4号線83.9メートル。壺町田線20メートル。以上となります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

直接、道路認定と関係ないのかもしれないんですけども。例えば池山の所の開発で、道路がある程度こういう形で出来ますよって言う段階で、消火栓とか、消防設備とかいうのも、その場合、計画に載せて設置されてるものなのかどうか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

消火栓とか消防設備に関しましては、担当は違うんですが、分かる範囲内で説明させていただきます。消火栓とか消防設備につきましては開発の段階で協議をさせていただいて、地域安全課の方で問題ないということで許可をしているものと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

新規のユースヒル1号線ですけども、幅員は何メートルなんですか。それとほか全部は6メートルなのか、お教えていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

ユースヒル1号線の計画幅員は9メートル。2号線から5号線までは6メートル。6号線は階段とか、歩道になってきますが、計画幅員1.5メートルとなっております。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

池山の区画整理内ユースヒルにつきましては、先程申しましたように9メートルと6メートルですが、間口のところは若干広がってますので、その分は、それを越えた幅員

という形で御理解いただければと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の御説明で、ユースヒル2号線とユースヒル3号線は幅員6メートル。ほかの所も6メートルって言ってたんですけど、2号線とか3号線が幅員6メートルって、何か全然違うように思うんですが、これは図面上だけですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

1号線が9メートル、ほかの所は6メートルなんですが、図面上でもし違うように見えるということであれば図面の問題になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ここまでで一旦質疑を終了して、これから現地に向かいたいと思いますが、1階の駐車場に10時30分にお集まりいただけますでしょうか。車に乗り合わせていきたいと思しますので、委員会は今から休憩をいたします。よろしくお願いいたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。町道路線認定の現地確認お疲れさまでした。

質疑を再開したいと思います。質疑はありませんか。

質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第95号町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、先程の92号の安部委員の質疑について回答が用意されたということでございますので、答弁をお願いしたいと思います。

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

スパイラルスライダーの利用料金のお尋ねについて、平成27年7月から利用の停止

をさせていただいておりましたので、平成26年度の実績についてお話をさせていただきます。平成26年度の年間利用者数、スライダーが2,839人ということで、利用料金がこれに掛ける100円となりますので、年間28万3,900円になります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員よろしいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

ということは、実際は28万3,900円掛ける4年が、本来なら収入として上がっていたのが、それが無くなったということで理解してよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

26年度、最終年度について幾らってということでお答えをさせていただいております。ですので、その後は仮定という話になります。最後の掛ける4が無くなったのかもしれませんが、もっと増えていたかもしれません。そこは、はっきりとしたことは特段言えるものではございません。

○委員長（中村美穂委員）

本日の議案につきましては全て終了いたしました。

これで本日の産業厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 12時12分）